

福祉医療助成制度の医療証(資格証)を更新します

現在、各医療に該当すると思われる人に、医療証(資格証)の更新手続きを実施しています。

申請書類が届いた場合は、速やかに手続きを行ってください。

助成を受けることができる人は、五條市に住所がある、国民健康保険の被保険者、社会保険本人および被扶養者の人で、次の要件に該当する人です。

制度名		支給要件	
県の制度	老人医療	昭和15年7月31日以前に生まれた満68以上70歳未満の人で、本人、配偶者、扶養義務者(子・孫・兄弟等)とも住民税所得割が非課税の人 ※世帯あるいは保険が別であっても同一家屋で住んでいる場合、また離れて住んでいる子の社会保険加入者はその被保険者も上記と同様に全員の住民税所得割が非課税であること	所得制限あり
	乳幼児医療	出生の日から満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで ※ただし、幼児が五條市に住所を有すること	所得制限あり
	心身障害者医療	1歳以上74歳未満の人で、身体障害者手帳1・2級・療育手帳Aを持っている人	所得制限あり
	母子医療	母子家庭の母と18歳未満(18歳の年度末)の児童及び両親のいない18歳未満(18歳の年度末)の児童を養育している夫のいない女子または未婚の女子	所得制限あり
	重度心身障害老人等医療	後期高齢者医療制度に該当する人のうち、身障手帳1・2級又は療育手帳Aをお持ちの人	所得制限あり

○福祉医療については、7月中に申請した人のうち該当者に資格証を発行します。

○申請手続きをしていない場合、各医療制度の適用は受けられませんので注意して下さい。

○申請時には、健康保険証、印鑑が必要です。また転入した人については、前住所地での所得証明等が必要です。

○この医療助成制度については申請主義ですので、世帯構成や心身の状態等の変化があった場合には問い合わせてください。

- 問合先 保険課福祉医療係 ㊦(内線373・393)
住民課 ㊧(内線26)
住民厚生課 ㊨(内線43)

シルバー人材センターで 高齢者の知識・経験・技能を活用してください

シルバー人材センターは、高齢者にふさわしい仕事を市民・事業所等から引き受け、会員に提供する県知事許可の公益法人です。

■いろいろな仕事を引き受けます

▽除草・草刈作業、庭木の手入れ、障子・ふすま・網戸張り替え、清掃作業、大工・左官工事、家事援助サービスなど、いろいろな仕事を引き受けます。

▽見積もりに伺い、条件が合えば引き受けます。お気軽に電話してください。

■会員を募集しています

会員になって一緒に働きませんか

▽おおむね60歳以上で、健康で働く意欲のある人。

▽シルバー人材センターの趣旨に賛同し、入会説明を受け(毎月第3水曜日)入会申込書を提出した人。

■申込・問合先 (社)五條市シルバー人材センター(保健福祉センター内)

五條市野原西6丁目1-18 ☎22・5541 FAX26・2221

